

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.237
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(平成29年9月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(平成29年8月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(平成29年7月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・レアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(平成29年6月中における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年7月)

2017年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.736
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.29
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0636
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.744
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0888
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0342
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.717
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.655
1セイシェル・ルピーにつき	0.0743
100タイ・バーツにつき	2.90

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.926
1チェッコ・コルナにつき	0.0416
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.280
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00316
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.910
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.479
1フィリピン・ペソにつき	0.0201
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.717
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0991
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.305
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.232
1南アフリカ・ラントにつき	0.0754
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0533
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0287
1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.243
100ルワンダ・フランにつき	0.120
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年6月)

2017年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.744
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	0.999
1スターリング・ポンドにつき	1.26
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0652
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00752
1オーストラリア・ドルにつき	0.754
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00968
100コロンビア・ペソにつき	0.0348
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.715
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.658
1セイシェル・ルピーにつき	0.0743
100タイ・バーツにつき	2.90

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.898
1チェッコ・コルナにつき	0.0400
100チリ・ペソにつき	0.153
1デンマーク・クローネにつき	0.144
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.274
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00322
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.915
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.25
1フィジー・ドルにつき	0.482
1フィリピン・ペソにつき	0.0201
1ブラジル・リアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.715
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0993
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.253
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.227
1南アフリカ・ラントにつき	0.0744
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0533
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0284
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0998
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.237
100ルワンダ・フランにつき	0.121
1ロシア・ルーブルにつき	0.0177

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年5月)

2017年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.747
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.23
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0644
1イスラエル・シェケルにつき	0.274
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0340
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.712
100新台湾ドルにつき	3.26
100スリランカ・ルピーにつき	0.658
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	2.87

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.896
1チェッコ・コルナにつき	0.0395
100チリ・ペソにつき	0.151
1デンマーク・クローネにつき	0.144
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.700
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.919
1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.26
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・リアルにつき	0.320
1ブルネイ・ドルにつき	0.712
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.249
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.225
1南アフリカ・ラントにつき	0.0773
1ミャンマー・チャットにつき	0.000735
1メキシコ・ペソにつき	0.0519
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0282
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0997
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.235
100ルワンダ・フランにつき	0.121
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年4月)

2017年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.763
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	0.998
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0641
1イスラエル・シェケルにつき	0.268
1イラン・リアルにつき	0.0000309
1インド・ルピーにつき	0.0149
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.767
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0876
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.28
1ケニア・シリングにつき	0.00965
100コロンビア・ペソにつき	0.0347
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.707
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.662
1セイシェル・ルピーにつき	0.0748
100タイ・バーツにつき	2.86

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.892
1チェッコ・コルナにつき	0.0394
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.143
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.273
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00319
1ニュージーランド・ドルにつき	0.722
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.345
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.485
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・レアルにつき	0.322
1ブルネイ・ドルにつき	0.707
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.307
1ポーランド・ズロチにつき	0.247
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.225
1南アフリカ・ラントにつき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000734
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0282
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0994
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.122
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年3月)

2017年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
115円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.112
1スイス・フランにつき	0.992
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.06
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0629
1イスラエル・シェケルにつき	0.262
1イラン・リアルにつき	0.0000309
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00749
1オーストラリア・ドルにつき	0.746
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0847
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00964
100コロンビア・ペソにつき	0.0340
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.700
100新台湾ドルにつき	3.16
100スリランカ・ルピーにつき	0.666
1セイシェル・ルピーにつき	0.0748
100タイ・バーツにつき	2.82

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.891
1チェッコ・コルナにつき	0.0393
100チリ・ペソにつき	0.151
1デンマーク・クローネにつき	0.143
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.149
1トルコ・リラにつき	0.267
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00319
1ニュージーランド・ドルにつき	0.713
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00953
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.909
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.479
1フィリピン・ペソにつき	0.0201
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.700
100ベトナム・ドンにつき	0.00442
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.299
1ポーランド・ズロチにつき	0.243
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.224
1南アフリカ・ラントにつき	0.0737
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0467
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0279
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0994
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.236
100ルワンダ・フランにつき	0.122
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年2月)

2017年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
116円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.749
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.109
1スイス・フランにつき	0.980
1スターリング・ポンドにつき	1.25
1ユーロにつき	1.05
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0631
1イスラエル・シェケルにつき	0.261
1イラン・リアルにつき	0.0000310
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00746
1オーストラリア・ドルにつき	0.733
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0844
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.27
1ケニア・シリングにつき	0.00978
100コロンビア・ペソにつき	0.0333
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.696
100新台湾ドルにつき	3.12
100スリランカ・ルピーにつき	0.670
1セイシェル・ルピーにつき	0.0746
100タイ・バーツにつき	2.79

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.883
1チェッコ・コルナにつき	0.0390
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.142
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.149
1トルコ・リラにつき	0.286
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00317
1ニュージーランド・ドルにつき	0.703
1ノルウェー・クローネにつき	0.117
1パキスタン・ルピーにつき	0.00953
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.906
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.338
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.477
1フィリピン・ペソにつき	0.0201
1ブラジル・リアルにつき	0.299
1ブルネイ・ドルにつき	0.696
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.295
1ポーランド・ズロチにつき	0.238
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.224
1南アフリカ・ラントにつき	0.0722
1ミャンマー・チャットにつき	0.000742
1メキシコ・ペソにつき	0.0487
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.0988
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.233
100ルワンダ・フランにつき	0.123
1ロシア・ルーブルにつき	0.0161

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年1月)

2017年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.744
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.109
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.24
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0652
1イスラエル・シェケルにつき	0.260
1イラン・リアルにつき	0.0000313
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0859
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00983
100コロンビア・ペソにつき	0.0322
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.708
100新台湾ドルにつき	3.15
100スリランカ・ルピーにつき	0.675
1セイシェル・ルピーにつき	0.0755
100タイ・バーツにつき	2.83

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.903
1チェッコ・コルナにつき	0.0399
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.149
1トルコ・リラにつき	0.304
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00317
1ニュージーランド・ドルにつき	0.715
1ノルウェー・クローネにつき	0.119
1パキスタン・ルピーにつき	0.00953
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.921
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.349
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0203
1ブラジル・リアルにつき	0.300
1ブルネイ・ドルにつき	0.708
100ベトナム・ドンにつき	0.00445
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.294
1ポーランド・ズロチにつき	0.245
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0717
1ミャンマー・チャットにつき	0.000771
1メキシコ・ペソにつき	0.0498
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0279
1モロッコ・ディルハムにつき	0.100
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.239
100ルワンダ・フランにつき	0.123
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年12月)

2016年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
104円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.924
1カナダ・ドルにつき	0.755	1チェッコ・コルナにつき	0.0408
1中国元につき	0.148	100チリ・ペソにつき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.113	1デンマーク・クローネにつき	0.148
1スイス・フランにつき	1.01	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.149
1スターリング・ポンドにつき	1.23	1トルコ・リラにつき	0.325
1ユーロにつき	1.10	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.715
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0659	1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1イスラエル・シェケルにつき	0.262	1パキスタン・ルピーにつき	0.00955
1イラン・リアルにつき	0.0000316	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.928
1インド・ルピーにつき	0.0150	1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
100インドネシア・ルピアにつき	0.00768	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.762	100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1カタール・リアルにつき	0.275	1フィジー・ドルにつき	0.488
100韓国ウォンにつき	0.0887	1フィリピン・ペソにつき	0.0207
100カンボジア・リエルにつき	0.0243	1ブラジル・リアルにつき	0.314
1クウェート・ディナールにつき	3.31	1ブルネイ・ドルにつき	0.723
1ケニア・シリングにつき	0.00986	100ベトナム・ドンにつき	0.00448
100コロンビア・ペソにつき	0.0341	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.295
1シンガポール・ドルにつき	0.723	1ポーランド・ズロチにつき	0.256
100新台湾ドルにつき	3.17	1香港ドルにつき	0.129
100スリランカ・ルピーにつき	0.680	1マレーシア・リングgitにつき	0.240
1セイシェル・ルピーにつき	0.0755	1南アフリカ・ラントにつき	0.0718
100タイ・バーツにつき	2.85	1ミャンマー・チャットにつき	0.000785
		1メキシコ・ペソにつき	0.0529
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0281
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0123
		1ルーマニア・レイにつき	0.245
		100ルワンダ・フランにつき	0.124
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年11月)

2016年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
102円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.764
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0662
1イスラエル・シェケルにつき	0.266
1イラン・リアルにつき	0.0000319
1インド・ルピーにつき	0.0150
100インドネシア・ルピアにつき	0.00763
1オーストラリア・ドルにつき	0.759
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0902
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.736
100新台湾ドルにつき	3.18
100スリランカ・ルピーにつき	0.686
1セイシェル・ルピーにつき	0.0757
100タイ・バーツにつき	2.88

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0415
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.150
1トルコ・リラにつき	0.337
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00315
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00956
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.363
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0210
1ブラジル・リアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.736
100ベトナム・ドンにつき	0.00448
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.296
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.243
1南アフリカ・ラントにつき	0.0713
1ミャンマー・チャットにつき	0.000811
1メキシコ・ペソにつき	0.0521
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.124
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年9月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年10月)

2016年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
101円につき	1	100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.939
1カナダ・ドルにつき	0.769	1チェッコ・コルナにつき	0.0415
1中国元につき	0.150	100チリ・ペソにつき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.118	1デンマーク・クローネにつき	0.151
1スイス・フランにつき	1.03	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.149
1スターリング・ポンドにつき	1.31	1トルコ・リラにつき	0.338
1ユーロにつき	1.12	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00308
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0674	1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1イスラエル・シェケルにつき	0.264	1パキスタン・ルピーにつき	0.00955
1イラン・リアルにつき	0.0000322	100ヴァヌアツ・バツにつき	0.930
1インド・ルピーにつき	0.0149	1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
100インドネシア・ルピアにつき	0.00760	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オーストラリア・ドルにつき	0.762	100ハンガリー・フォリントにつき	0.361
1オマーン・リアルにつき	2.60	100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1カタール・リアルにつき	0.275	1フィジー・ドルにつき	0.489
100韓国ウォンにつき	0.0900	1フィリピン・ペソにつき	0.0214
100カンボジア・リエルにつき	0.0244	1ブラジル・リアルにつき	0.312
1クウェート・ディナールにつき	3.32	1ブルネイ・ドルにつき	0.742
1ケニア・シリングにつき	0.00986	100ベトナム・ドンにつき	0.00448
100コロンビア・ペソにつき	0.0338	1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1シンガポール・ドルにつき	0.742	1ポーランド・ズロチにつき	0.260
100新台湾ドルにつき	3.17	1香港ドルにつき	0.129
100スリランカ・ルピーにつき	0.687	1マレーシア・リングgitにつき	0.248
1セイシェル・ルピーにつき	0.0756	1南アフリカ・ラントにつき	0.0725
100タイ・バーツにつき	2.88	1ミャンマー・チャットにつき	0.000838
		1メキシコ・ペソにつき	0.0541
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0284
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
		1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
		1ラオス・キップにつき	0.0124
		1ルーマニア・レイにつき	0.251
		100ルワンダ・フランにつき	0.126
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年8月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年9月)

2016年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.767
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.31
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0671
1イスラエル・シェケルにつき	0.259
1イラン・リアルにつき	0.0000327
1インド・ルピーにつき	0.0149
100インドネシア・ルピアにつき	0.00762
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0876
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.740
100新台湾ドルにつき	3.11
100スリランカ・ルピーにつき	0.685
1セイシェル・ルピーにつき	0.0757
100タイ・バーツにつき	2.85

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.927
1チェッコ・コルナにつき	0.0409
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.151
1トルコ・リラにつき	0.336
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00341
1ニュージーランド・ドルにつき	0.714
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.916
1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.352
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.484
1フィリピン・ペソにつき	0.0212
1ブラジル・レアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.740
100ベトナム・ドンにつき	0.00448
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.302
1ポーランド・ズロチにつき	0.252
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングギットにつき	0.249
1南アフリカ・ラントにつき	0.0694
1ミャンマー・チャットにつき	0.000848
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0282
1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0124
1ルーマニア・レイにつき	0.247
100ルワンダ・フランにつき	0.128
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年7月)

2016年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.772
1中国元につき	0.153
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.45
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0708
1イスラエル・シェケルにつき	0.262
1イラン・リアルにつき	0.0000330
1インド・ルピーにつき	0.0149
100インドネシア・ルピアにつき	0.00744
1オーストラリア・ドルにつき	0.731
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0850
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00992
100コロンビア・ペソにつき	0.0333
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.07
100スリランカ・ルピーにつき	0.682
1セイシェル・ルピーにつき	0.0744
100タイ・バーツにつき	2.82

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.947
1チェッコ・コルナにつき	0.0418
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.151
1トルコ・リラにつき	0.339
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00502
1ニュージーランド・ドルにつき	0.679
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00955
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.914
1パプアニューギニア・キナにつき	0.316
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.475
1フィリピン・ペソにつき	0.0214
1ブラジル・リアルにつき	0.283
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00448
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.256
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.247
1南アフリカ・ラントにつき	0.0651
1ミャンマー・チャットにつき	0.000852
1メキシコ・ペソにつき	0.0550
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0284
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.128
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年6月)

2016年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.780
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.123
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.43
1ユーロにつき	1.13
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0695
1イスラエル・シェケルにつき	0.265
1イラン・リアルにつき	0.0000330
1インド・ルピーにつき	0.0151
100インドネシア・ルピアにつき	0.00759
1オーストラリア・ドルにつき	0.766
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0872
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.09
100スリランカ・ルピーにつき	0.687
1セイシェル・ルピーにつき	0.0741
100タイ・バーツにつき	2.85

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.950
1チェッコ・コルナにつき	0.0420
100チリ・ペソにつき	0.149
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.151
1トルコ・リラにつき	0.353
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00502
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00955
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.921
1パプアニューギニア・キナにつき	0.320
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.484
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・リアルにつき	0.282
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00449
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.303
1ポーランド・ズロチにつき	0.263
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.257
1南アフリカ・ラントにつき	0.0685
1ミャンマー・チャットにつき	0.000845
1メキシコ・ペソにつき	0.0572
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0285
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.127
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年5月)

2016年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.757
1中国元につき	0.154
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.43
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0670
1イスラエル・シェケルにつき	0.259
1イラン・リアルにつき	0.0000331
1インド・ルピーにつき	0.0150
100インドネシア・ルピアにつき	0.00760
1オーストラリア・ドルにつき	0.751
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0846
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00985
100コロンビア・ペソにつき	0.0321
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.729
100新台湾ドルにつき	3.07
100スリランカ・ルピーにつき	0.687
1セイシェル・ルピーにつき	0.0750
100タイ・バーツにつき	2.84

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.934
1チェッコ・コルナにつき	0.0412
100チリ・ペソにつき	0.147
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.152
1トルコ・リラにつき	0.347
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00502
1ニュージーランド・ドルにつき	0.674
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00955
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.905
1パプアニューギニア・キナにつき	0.326
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.358
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.478
1フィリピン・ペソにつき	0.0215
1ブラジル・レアルにつき	0.271
1ブルネイ・ドルにつき	0.729
100ベトナム・ドンにつき	0.00448
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.294
1ポーランド・ズロチにつき	0.260
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.246
1南アフリカ・ラントにつき	0.0651
1ミャンマー・チャットにつき	0.000821
1メキシコ・ペソにつき	0.0568
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0281
1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.249
100ルワンダ・フランにつき	0.133
1ロシア・ルーブルにつき	0.0143

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年3月)

2016年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
118円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.704
1中国元につき	0.153
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	0.993
1スターリング・ポンドにつき	1.44
1ユーロにつき	1.09
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0734
1イスラエル・シェケルにつき	0.253
1イラン・リアルにつき	0.0000332
1インド・ルピーにつき	0.0149
100インドネシア・ルピアにつき	0.00721
1オーストラリア・ドルにつき	0.701
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0831
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00977
100コロンビア・ペソにつき	0.0304
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.698
100新台湾ドルにつき	2.99
100スリランカ・ルピーにつき	0.694
1セイシェル・ルピーにつき	0.0765
100タイ・バーツにつき	2.77

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.911
1チェッコ・コルナにつき	0.0402
100チリ・ペソにつき	0.139
1デンマーク・クローネにつき	0.146
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.156
1トルコ・リラにつき	0.333
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.654
1ノルウェー・クローネにつき	0.113
1パキスタン・ルピーにつき	0.00953
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.895
1パプアニューギニア・キナにつき	0.332
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.346
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.464
1フィリピン・ペソにつき	0.0210
1ブラジル・レアルにつき	0.247
1ブルネイ・ドルにつき	0.698
100ベトナム・ドンにつき	0.00446
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.291
1ポーランド・ズロチにつき	0.247
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.230
1南アフリカ・ラントにつき	0.0612
1ミャンマー・チャットにつき	0.000770
1メキシコ・ペソにつき	0.0554
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0277
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.240
100ルワンダ・フランにつき	0.134
1ロシア・ルーブルにつき	0.0130

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成28年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2016年1月)

2016年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
123円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	0.990
1スターリング・ポンドにつき	1.52
1ユーロにつき	1.07
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.104
1イスラエル・シェケルにつき	0.257
1イラン・リアルにつき	0.0000334
1インド・ルピーにつき	0.0151
100インドネシア・ルピアにつき	0.00731
1オーストラリア・ドルにつき	0.715
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0867
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.29
1ケニア・シリングにつき	0.00979
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.707
100新台湾ドルにつき	3.07
100スリランカ・ルピーにつき	0.703
1セイシェル・ルピーにつき	0.0776
100タイ・バーツにつき	2.79

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.899
1チェッコ・コルナにつき	0.0397
100チリ・ペソにつき	0.142
1デンマーク・クローネにつき	0.144
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.156
1トルコ・リラにつき	0.348
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.656
1ノルウェー・クローネにつき	0.116
1パキスタン・ルピーにつき	0.00948
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.903
1パプアニューギニア・キナにつき	0.339
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.344
100バングラデシュ・タカにつき	1.27
1フィジー・ドルにつき	0.465
1フィリピン・ペソにつき	0.0212
1ブラジル・リアルにつき	0.265
1ブルネイ・ドルにつき	0.707
100ベトナム・ドンにつき	0.00446
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.300
1ポーランド・ズロチにつき	0.252
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.232
1南アフリカ・ラントにつき	0.0707
1ミャンマー・チャットにつき	0.000776
1メキシコ・ペソにつき	0.0601
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0277
1モロッコ・ディルハムにつき	0.100
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.241
100ルワンダ・フランにつき	0.134
1ロシア・ルーブルにつき	0.0154

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年11月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年12月)

2015年12月1日から11月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
120円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.765
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.105
1イスラエル・シェケルにつき	0.259
1イラン・リアルにつき	0.0000334
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00726
1オーストラリア・ドルにつき	0.721
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0874
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00974
100コロンビア・ペソにつき	0.0342
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.714
100新台湾ドルにつき	3.08
100スリランカ・ルピーにつき	0.710
1セイシェル・ルピーにつき	0.0771
100タイ・バーツにつき	2.80

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.940
1チェッコ・コルナにつき	0.0414
100チリ・ペソにつき	0.146
1デンマーク・クローネにつき	0.150
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.342
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.669
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00956
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.907
1パプアニューギニア・キナにつき	0.346
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.361
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.470
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・レアルにつき	0.258
1ブルネイ・ドルにつき	0.714
100ベトナム・ドンにつき	0.00447
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.264
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.235
1南アフリカ・ラントにつき	0.0741
1ミャンマー・チャットにつき	0.000778
1メキシコ・ペソにつき	0.0603
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0282
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.136
1ロシア・ルーブルにつき	0.0158

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年10月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年11月)

2015年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
120円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.753
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.107
1イスラエル・シェケルにつき	0.256
1イラン・リアルにつき	0.0000335
1インド・ルピーにつき	0.0151
100インドネシア・ルピアにつき	0.00694
1オーストラリア・ドルにつき	0.706
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0843
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00949
100コロンビア・ペソにつき	0.0325
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.706
100新台湾ドルにつき	3.06
100スリランカ・ルピーにつき	0.718
1セイシェル・ルピーにつき	0.0763
100タイ・バーツにつき	2.78

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0415
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.331
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00504
1ニュージーランド・ドルにつき	0.634
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00958
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.913
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.359
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.462
1フィリピン・ペソにつき	0.0214
1ブラジル・リアルにつき	0.256
1ブルネイ・ドルにつき	0.706
100ベトナム・ドンにつき	0.00445
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.266
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.232
1南アフリカ・ラントにつき	0.0732
1ミャンマー・チャットにつき	0.000777
1メキシコ・ペソにつき	0.0594
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.138
1ロシア・ルーブルにつき	0.0150

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年9月中における実勢相場）の平均値

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年10月)

2015年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
123円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.761
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.56
1ユーロにつき	1.11
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.108
1イスラエル・シェケルにつき	0.260
1イラン・リアルにつき	0.0000338
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.730
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0849
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00976
100コロンビア・ペソにつき	0.0330
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.715
100新台湾ドルにつき	3.11
100スリランカ・ルピーにつき	0.746
1セイシェル・ルピーにつき	0.0765
100タイ・バーツにつき	2.82

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.934
1チェッコ・コルナにつき	0.0412
100チリ・ペソにつき	0.145
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.350
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.654
1ノルウェー・クローネにつき	0.121
1パキスタン・ルピーにつき	0.00976
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.920
1パプアニューギニア・キナにつき	0.360
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.468
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・レアルにつき	0.285
1ブルネイ・ドルにつき	0.715
100ベトナム・ドンにつき	0.00451
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.246
1南アフリカ・ラントにつき	0.0774
1ミャンマー・チャットにつき	0.000792
1メキシコ・ペソにつき	0.0604
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0283
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0122
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.138
1ロシア・ルーブルにつき	0.0152

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年8月中における実勢相場）の平均値

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年9月)

2015年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
123円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.778
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.56
1ユーロにつき	1.10
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.109
1イスラエル・シェケルにつき	0.264
1イラン・リアルにつき	0.0000343
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00747
1オーストラリア・ドルにつき	0.741
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0872
100カンボジア・リエルにつき	0.0243
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00987
100コロンビア・ペソにつき	0.0364
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.21
100スリランカ・ルピーにつき	0.747
1セイシェル・ルピーにつき	0.0762
100タイ・バーツにつき	2.91

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.922
1チェッコ・コルナにつき	0.0406
100チリ・ペソにつき	0.154
1デンマーク・クローネにつき	0.147
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.370
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.664
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00982
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.927
1パプアニューギニア・キナにつき	0.362
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.353
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.472
1フィリピン・ペソにつき	0.0221
1ブラジル・レアルにつき	0.310
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00459
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.314
1ポーランド・ズロチにつき	0.265
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.263
1南アフリカ・ラントにつき	0.0803
1ミャンマー・チャットにつき	0.000839
1メキシコ・ペソにつき	0.0627
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0282
1モロッコ・ディルハムにつき	0.102
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.248
100ルワンダ・フランにつき	0.142
1ロシア・ルーブルにつき	0.0174

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年7月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年8月)

2015年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
124円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.809
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.56
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.111
1イスラエル・シェケルにつき	0.262
1イラン・リアルにつき	0.0000348
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00752
1オーストラリア・ドルにつき	0.772
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0898
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.0102
100コロンビア・ペソにつき	0.0390
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.744
100新台湾ドルにつき	3.24
100スリランカ・ルピーにつき	0.746
1セイシェル・ルピーにつき	0.0752
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.941
1チェッコ・コルナにつき	0.0411
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.371
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.699
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00981
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.949
1パプアニューギニア・キナにつき	0.366
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.360
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.482
1フィリピン・ペソにつき	0.0222
1ブラジル・レアルにつき	0.322
1ブルネイ・ドルにつき	0.744
100ベトナム・ドンにつき	0.00460
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.316
1ポーランド・ズロチにつき	0.270
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.268
1南アフリカ・ラントにつき	0.0814
1ミャンマー・チャットにつき	0.000900
1メキシコ・ペソにつき	0.0646
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0285
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.143
1ロシア・ルーブルにつき	0.0183

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年6月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年7月)

2015年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
121円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.821
1中国元につき	0.164
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.55
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.112
1イスラエル・シェケルにつき	0.259
1イラン・リアルにつき	0.0000357
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00762
1オーストラリア・ドルにつき	0.789
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0914
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.0104
100コロンビア・ペソにつき	0.0410
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.749
100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.748
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	2.98

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.935
1チェッコ・コルナにつき	0.0407
100チリ・ペソにつき	0.164
1デンマーク・クローネにつき	0.149
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.378
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.738
1ノルウェー・クローネにつき	0.132
1パキスタン・ルピーにつき	0.00981
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.372
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0224
1ブラジル・レアルにつき	0.327
1ブルネイ・ドルにつき	0.749
100ベトナム・ドンにつき	0.00460
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.317
1ポーランド・ズロチにつき	0.273
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.278
1南アフリカ・ラントにつき	0.0835
1ミャンマー・チャットにつき	0.000917
1メキシコ・ペソにつき	0.0655
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0286
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0124
1ルーマニア・レイにつき	0.251
100ルワンダ・フランにつき	0.143
1ロシア・ルーブルにつき	0.0198

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年5月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年6月)

2015年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
120円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.810
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.116
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.50
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.113
1イスラエル・シェケルにつき	0.254
1イラン・リアルにつき	0.0000357
1インド・ルピーにつき	0.0159
100インドネシア・ルピアにつき	0.00772
1オーストラリア・ドルにつき	0.774
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0921
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.0107
100コロンビア・ペソにつき	0.0401
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.742
100新台湾ドルにつき	3.23
100スリランカ・ルピーにつき	0.751
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.906
1チェッコ・コルナにつき	0.0394
100チリ・ペソにつき	0.163
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.377
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00503
1ニュージーランド・ドルにつき	0.759
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00982
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.375
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.361
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0225
1ブラジル・レアルにつき	0.329
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00464
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.321
1ポーランド・ズロチにつき	0.269
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.276
1南アフリカ・ラントにつき	0.0834
1ミャンマー・チャットにつき	0.000943
1メキシコ・ペソにつき	0.0657
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0278
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.245
100ルワンダ・フランにつき	0.143
1ロシア・ルーブルにつき	0.0189

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年4月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年5月)

2015年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
120円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.50
1ユーロにつき	1.08
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.114
1イスラエル・シェケルにつき	0.250
1イラン・リアルにつき	0.0000361
1インド・ルピーにつき	0.0160
100インドネシア・ルピアにつき	0.00764
1オーストラリア・ドルにつき	0.773
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0898
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.34
1ケニア・シリングにつき	0.0109
100コロンビア・ペソにつき	0.0386
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.726
100新台湾ドルにつき	3.18
100スリランカ・ルピーにつき	0.751
1セイシェル・ルピーにつき	0.0730
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.907
1チェッコ・コルナにつき	0.0395
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.145
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.386
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00501
1ニュージーランド・ドルにつき	0.747
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00981
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.957
1パプアニューギニア・キナにつき	0.379
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.357
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.487
1フィリピン・ペソにつき	0.0225
1ブラジル・レアルにつき	0.318
1ブルネイ・ドルにつき	0.726
100ベトナム・ドンにつき	0.00467
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.323
1ポーランド・ズロチにつき	0.262
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.272
1南アフリカ・ラントにつき	0.0828
1ミャンマー・チャットにつき	0.000965
1メキシコ・ペソにつき	0.0656
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0280
1モロッコ・ディルハムにつき	0.101
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.244
100ルワンダ・フランにつき	0.142
1ロシア・ルーブルにつき	0.0166

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年3月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年4月)

2015年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
119円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.800
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.115
1イスラエル・シェケルにつき	0.257
1イラン・リアルにつき	0.0000364
1インド・ルピーにつき	0.0161
100インドネシア・ルピアにつき	0.00783
1オーストラリア・ドルにつき	0.780
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0908
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.38
1ケニア・シリングにつき	0.0109
100コロンビア・ペソにつき	0.0413
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.17
100スリランカ・ルピーにつき	0.753
1セイシェル・ルピーにつき	0.0713
100タイ・バーツにつき	3.07

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.951
1チェッコ・コルナにつき	0.0412
100チリ・ペソにつき	0.161
1デンマーク・クローネにつき	0.152
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.406
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00505
1ニュージーランド・ドルにつき	0.746
1ノルウェー・クローネにつき	0.132
1パキスタン・ルピーにつき	0.00985
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.963
1パプアニューギニア・キナにつき	0.383
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.370
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0226
1ブラジル・レアルにつき	0.355
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00469
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.325
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.278
1南アフリカ・ラントにつき	0.0864
1ミャンマー・チャットにつき	0.000970
1メキシコ・ペソにつき	0.0670
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.144
1ロシア・ルーブルにつき	0.0156

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年2月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年3月)

2015年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
118円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.826
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.123
1スイス・フランにつき	1.06
1スターリング・ポンドにつき	1.52
1ユーロにつき	1.16
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.116
1イスラエル・シェケルにつき	0.254
1イラン・リアルにつき	0.0000369
1インド・ルピーにつき	0.0161
100インドネシア・ルピアにつき	0.00796
1オーストラリア・ドルにつき	0.807
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0919
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.40
1ケニア・シリングにつき	0.0109
100コロンビア・ペソにつき	0.0417
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.748
100新台湾ドルにつき	3.16
100スリランカ・ルピーにつき	0.759
1セイシェル・ルピーにつき	0.0714
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.974
1チェッコ・コルナにつき	0.0417
100チリ・ペソにつき	0.161
1デンマーク・クローネにつき	0.156
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.157
1トルコ・リラにつき	0.428
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00537
1ニュージーランド・ドルにつき	0.763
1ノルウェー・クローネにつき	0.130
1パキスタン・ルピーにつき	0.00992
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.977
1パプアニューギニア・キナにつき	0.388
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.368
100バングラデシュ・タカにつき	1.28
1フィジー・ドルにつき	0.500
1フィリピン・ペソにつき	0.0225
1ブラジル・レアルにつき	0.379
1ブルネイ・ドルにつき	0.748
100ベトナム・ドンにつき	0.00468
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.333
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.279
1南アフリカ・ラントにつき	0.0865
1ミャンマー・チャットにつき	0.000972
1メキシコ・ペソにつき	0.0680
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0310
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0123
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.144
1ロシア・ルーブルにつき	0.0155

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成27年1月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年2月)

2015年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
119円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.866
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.131
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.56
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.254
1イラン・リアルにつき	0.0000374
1インド・ルピーにつき	0.0159
100インドネシア・ルピアにつき	0.00802
1オーストラリア・ドルにつき	0.823
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0906
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.42
1ケニア・シリングにつき	0.0111
100コロンビア・ペソにつき	0.0425
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.18
100スリランカ・ルピーにつき	0.762
1セイシェル・ルピーにつき	0.0715
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0445
100チリ・ペソにつき	0.163
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.157
1トルコ・リラにつき	0.435
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00551
1ニュージーランド・ドルにつき	0.776
1ノルウェー・クローネにつき	0.137
1パキスタン・ルピーにつき	0.00991
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.995
1パプアニューギニア・キナにつき	0.389
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.506
1フィリピン・ペソにつき	0.0224
1ブラジル・レアルにつき	0.378
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00468
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.337
1ポーランド・ズロチにつき	0.291
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.287
1南アフリカ・ラントにつき	0.0869
1ミャンマー・チャットにつき	0.000971
1メキシコ・ペソにつき	0.0687
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0316
1モロッコ・ディルハムにつき	0.112
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0124
1ルーマニア・レイにつき	0.276
100ルワンダ・フランにつき	0.144
1ロシア・ルーブルにつき	0.0177

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成26年12月中における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2015年1月)

2015年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
116円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.882
1中国元につき	0.163
1スウェーデン・クローネにつき	0.135
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.58
1ユーロにつき	1.25
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.117
1イスラエル・シェケルにつき	0.261
1イラン・リアルにつき	0.0000376
1インド・ルピーにつき	0.0162
100インドネシア・ルピアにつき	0.00823
1オーストラリア・ドルにつき	0.864
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0910
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.44
1ケニア・シリングにつき	0.0111
100コロンビア・ペソにつき	0.0468
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.771
100新台湾ドルにつき	3.25
100スリランカ・ルピーにつき	0.763
1セイシェル・ルピーにつき	0.0704
100タイ・バーツにつき	3.05

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.05
1チェッコ・コルナにつき	0.0451
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.168
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.448
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00582
1ニュージーランド・ドルにつき	0.783
1ノルウェー・クローネにつき	0.147
1パキスタン・ルピーにつき	0.00981
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1パプアニューギニア・キナにつき	0.392
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.406
100バングラデシュ・タカにつき	1.29
1フィジー・ドルにつき	0.513
1フィリピン・ペソにつき	0.0222
1ブラジル・レアルにつき	0.392
1ブルネイ・ドルにつき	0.772
100ベトナム・ドンにつき	0.00469
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.159
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.342
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.299
1南アフリカ・ラントにつき	0.0901
1ミャンマー・チャットにつき	0.000972
1メキシコ・ペソにつき	0.0734
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0317
1モロッコ・ディルハムにつき	0.113
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0124
1ルーマニア・レイにつき	0.282
100ルワンダ・フランにつき	0.145
1ロシア・ルーブルにつき	0.0215

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成26年11月中における実勢相場の平均値）